税務住民課からのお知らせ

現在、今金町役場税務住民課においては、確定申告相談会場を開設し、申告所得税（及び復興特別所得税）及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告相談に応じています。

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、**令和２年４月１６日（木）まで延長**することとなりました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとなっております。

また、町・道民税の申告期限も令和２年４月１６日（木）まで延長となります。

※申告期限・納付期限

	従　来	**延　長　後**
申　告　所　得　税	令和２年３月１６日（月）	**令和２年４月１６日（木）**
個人事業者の消費税	令和２年３月３１日（火）	**令和２年４月１６日（木）**

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するＩＤ・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（ｅ－Ｔａｘ）していただくことが可能ですので、ぜひご利用ください。

問い合わせ先：今金町役場税務住民課　８２－０１１１